

さいたま市アーバンスポーツ研究会設置要綱

(設置)

第1条 本市の、アーバンスポーツ活性化事業に関する施策の実践的かつ効果的な実現のため、アーバンスポーツに関する専門的な知識や国際競技大会等への出場経験を有する者等から、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取する場として、さいたま市アーバンスポーツ研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について意見聴取等を行うものとする。

- (1) アーバンスポーツの競技振興のあり方に関すること。
- (2) アーバンスポーツのルールやマナーの普及啓発のあり方に関すること。

(構成)

第3条 研究会は、委員7人以内をもって構成する。

2 委員は、学識経験者、国際競技大会等への出場経験者及び関係団体の推薦を受けた者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 研究会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝礼)

第6条 第3条に規定する委員には、研究会の会議出席につき、日額10,000円を支払う。

(会議)

第7条 研究会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、その意見又は説明を聴く

ことができる。

(庶務)

第8条 研究会の庶務は、スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。